



◆特別児童扶養手当

対象 身体などに一定の障がいがある 20 歳未満の子どもを養育している人
手当の金額

障がいの状態	月額(1人につき)
1級(重度)	52,200円
2級(中級)	34,770円

※子どもが施設に入所している、または、障害年金を受給している場合を除きます。

◆児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している人は、毎年度、現況届の提出が必要で、提出しないと、8月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

とき ①8月14日(水)～16日(金)午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く) ②8月17日(土)午前9時～正午

ところ ①ウエルス幸手第1・2会議室 ②こども支援課窓口

※①②の期日にお手続きが困難な人は、8月1日(木)から8月30日(金)までに、こども支援課窓口でお手続きしてください。

◆ひとり親家庭等医療費支給

医療保険制度で医療にかかった場合の医療費支給制度です。

対象 つぎのいずれかの要件に該当する人
①父子家庭の父とその子ども
②母子家庭の母とその子ども
③父母のいない子どもとその養育者
④父または母に一定の障がいがある子どもと監護する母または父
※所得制限があります。

問合せ こども支援課 ☎(42)8454
FAX(42)2130



子どものしあわせのために

～福祉制度のご案内～

◆児童扶養手当

対象 つぎのいずれかの要件に該当する子どもを養育している父、母、または養育者

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母に一定の障がいがある子ども
- ④父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻によらないで生まれた子ども

手当の金額

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	42,910円	42,900円～10,120円
2人目加算額	10,140円	10,130円～5,070円
3人目以降加算額	6,080円(1人につき)	6,070円～3,040円(1人につき)

※当月額は、受給資格者・扶養義務者などの所得や扶養親族数によって決定します。また、法律改正などにより変更になります。

▼児童扶養手当が年6回払いに

児童扶養手当法の改正により、11月分の児童扶養手当から支払い回数が変わります。

支払予定 令和元年11月(令和元年8月～10月分)、令和2年1月(令和元年11月～12月分)以降、奇数月(年6回)に前2か月分が支給されます。

振込日 各支払月の11日(11日が土曜・日曜・祝日の場合は、その直前の平日)となります。

◆未婚の児童扶養手当受給者への給付金支給

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の人に対し、臨時・特別給付金を支給します。

支給対象者(①～③のすべての要件を満たす人)

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②基準日(令和元年10月31日)においてこれまでに婚姻(法律婚)をしたことがない人
- ③基準日(令和元年10月31日)において事実婚をしていない人または事実婚の相手方の生死が明らかでない人

支給額 17,500円

※児童扶養手当の受給者には、通知に案内を同封しております。

※対象となる子どもとは、18歳になった年の年度末まで(一定の障がいがある場合は20歳になるまで)です。



予防接種はお済みですか

子どもの予防接種

費用 無料

- ①麻しん(はしか)・風しん第1期
対象 1歳～2歳になる前日まで
- ②水痘(水ぼうそう)
対象 1歳～3歳になる前日まで
- ※①、②については、生後1か月の時に冊子にて予診票を郵送しています。
- ③麻しん(はしか)・風しん第2期
対象 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ(年長児)
- ④二種混合
対象 平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ(小学6年生)
- ※③、④については、4月上旬に予診票を郵送しています。実施期間 は令和2年3月31日までです。
- ⑤日本脳炎
【日本脳炎(第1期)】
対象 7歳6か月になる前日まで

※4月以降、麻しん(はしか)感染の報告数が増加しています。麻しんは感染力が非常に強く、同じ部屋にいただけでうつることがあります。有効な予防策は、予防接種を受けることです。

問合せ 健康増進課
☎(42)8421
FAX(42)2130

※3歳になる月の月末に予診票を郵送しています。

【日本脳炎(第2期)】

- 対象 9歳～13歳になる前日まで
- ※標準的な接種年齢は小学4年生。小学4年生になる4月上旬に予診票を郵送しています。
- ※平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人は9歳～13歳になる前日において、第1期末接種分の接種が可能です。
- 【日本脳炎(特例対象者)】
対象 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人で20歳になる前日まで
- ※高校3年生になる4月上旬に予診票を郵送しています。
- ※接種の前には、必ず母子手帳で接種履歴を確認してください。
- ※予診票がない人は、母子手帳を持参し健康増進課まで。

高齢者の予防接種

▼高齢者肺炎球菌
本人の希望により接種します。

費用 5000円

※生活保護世帯、中国残留邦人などの支援給付制度受給者は無料。
対象 ①65・70・75・80・85・90・95・100・100歳以上の(人年齢早見表を参照)

②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全で身体障害者手帳1級相当の人(身体障害者手帳を医療機関に提示してください)。
※すでに23価肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を受けた人は対象外です。

申込み 65歳の人には4月上旬に予診票を郵送しています。それ以外の人は健康増進課に電話、または窓口でお申し込みいただき、予診票の交付を受けてから接種してください。

年齢早見表	
65歳	S29.4.2～S30.4.1
70歳	S24.4.2～S25.4.1
75歳	S19.4.2～S20.4.1
80歳	S14.4.2～S15.4.1
85歳	S 9.4.2～S10.4.1
90歳	S 4.4.2～S 5.4.1
95歳	T13.4.2～T14.4.1
100歳	T 8.4.2～T 9.4.1
100歳以上	T 8.4.1以前に生まれた人

人権それは愛 「外国人の人権」

～多文化共生社会の実現に向けて～

外国人労働者の受入れ拡大を目的とした新在留資格「特定技能」を盛り込んだ改正出入国管理法が2019年4月1日より施行されました。

今後、日本で働く外国人はさらに増えると考えられています。言葉や宗教、習慣などの違いから、外国人を避けてしまうことは、外国人の人権を侵害することになりますので、外国人への差別が起きないように努めてはいきましょう。

しかしながら、現在も「外国人だから」とアパートの入居や公衆浴場の入浴を断られることや、外国人が罪を犯すと、その国の人全てが悪いようなイメージを持たれてしまうことがあります。

また、各地で行われているデモにおいて、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が公然と行われている状況もみられます。

2020年には、オリンピック・パラリンピックが東京を中心に開催されます。今後、ますます外国人と接する機会が増加する今こそ、「外国人だから」と偏見を持つのではなく、まずは「コミュニケーション」をとり、相手を知ることによって、お互いの人権が尊重された多文化共生社会が実現できるよう心がけましょう。

8月は「人権尊重社会をめざす 県民運動強調月間」です。
埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。